

令和5年度 社会福祉法人 桜井市社会福祉協議会 事業計画

I 基本方針

2025問題が直前に迫りつつある中、高齢者世帯が増加し、急激な「介護力不足」、地域コミュニティの変容による住民間の希薄化による地域の子育てや見守り力の低下に伴う「子育ての孤立化」、また新型コロナウイルス感染症や物価高の影響による世帯収入減少による「子どもの貧困」問題など、複雑多様な課題が増えています。

そのため、子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず、誰もが地域社会の一員として、住み慣れた地域で安心・安全に暮らしていくためには、福祉サービスはもとより、身近な地域住民のつながり・支え合い等といった、地域共生社会の実現を目指し、専門職、民生委員・児童委員、地域福祉委員、ボランティア等の様々な分野の方が地域における新たな支えあいのネットワークを形成して、互いに支えあうことが必要です。

また地域福祉活動計画の第1期計画が令和4年度で終了しますが、新型コロナウイルス感染症のよって中断された事業の再開、また社協として、携わることが可能な事業を再度検証し、第2期計画では地域における福祉課題を整理し、行政等と協力して課題解決に取り組むことを目指し、地域住民のニーズなどを踏まえつつ、さらなる地域福祉の推進を目指します。

II 重点項目

1. 地域福祉活動の推進

地域住民のニーズに対応した地域福祉の推進を図るため、地域の独自性を尊重し、地域の活動団体等との連携を強化し、地域住民の主体的な支え合い・助け合いの話し合いの場作りやふれあいサロン活動などを中心とした支援に取り組みます。

2. ボランティア活動の推進

ボランティア情報の収集・提供・相談等の活動支援や啓発・育成に努め、ボランティアセンターの活性化を図るとともに、ボランティア活動を推進します。また、大規模災害に備え、奈良県社協等と連携し、災害ボランティアセンター開設のための訓練準備に取り組みます。

3. 生活困窮者に対する支援

新型コロナウイルス感染症や物価高の影響により経済的に困窮された方に対して、生活福祉資金や住居確保給付金の活用、また生活福祉資金の特例措置を活用された方へのフォローアップ支援を行うとともに、市と連携し、生活に困窮している子どもがいる世帯への食料等の支援を目指します。

4. 社会福祉協議会職員の意識改革と運営基盤の強化

社会福祉協議会をとりまく厳しい財政状況に対処するため、社協職員自らが経営意識を持つことで自立的経営を促進し、庶務係を中心に自主財源の確保、支出の在り方の検証、また社協事業にかかる各種税金の知識を深め、効率的な運営を目指します。

Ⅲ 事業実施計画

拠点区分名	内 容	時期・実施回数 (予定)
1. 法人事業 (1) 法人運営事業 ①理事会の開催 ②評議員会の開催 ③事業検討委員会の開催 ④社会福祉活動功労者表彰式の開催 ⑤「社協だより」の発行 ⑥3人乗り自転車貸出事業 (2) 給食サービス事業 (3) 善意銀行事業	○会務の円滑な運営方針を明確にし、事業活動を展開していくための「理事会」の開催 ○会務の円滑な運営方針を明確にし、事業活動を展開していくための「評議員会」の開催 ○地域福祉の推進や健全な社協運営のため「委員会」の開催 ○地域福祉の増進や住民生活の安定と向上に尽力された方々に対する顕彰を行う ○地域住民が必要としている福祉情報の提供及び社協事業の報告(全世帯)を行う ○多子世帯の経済的負担を軽減することを目的に幼児2人乗用自転車(3人乗り自転車)の貸出しを行う ○安否確認などのため、主に食事の調達が困難な65歳以上の方に配食を行う大福校区給食サービス推進協議会への支援を行う ○住民の善意の預託金を、災害見舞金及び役員会において決定した社会福祉活動(事業)を目的とする団体等への支援、また指定預託の場合は、寄附者の意向を反映した支援を行う	年2回以上開催 令和5年5月 令和6年3月 年2回以上開催 令和5年5月 令和6年3月 年数回 令和5年9月 年3回発行 (7月、10月、3月) 適時 毎月3回 (配食2回、会食1回) 自己負担有
2. 地域福祉事業 (1) 地域福祉事業 ①心配ごと相談 ②物品の貸出し ③地域福祉活動のコーディネート ④小地域福祉ネットワーク活動の推進	○民生児童委員を主体とする「相談員」により、日常生活で起こる様々な悩みごとを抱える住民への助言、援助を行う ○地域福祉やボランティア等を目的とした活動を支援するため、サロン用器具・ボランティア機材や車椅子の貸出しを行う ○地域住民による福祉のまちづくりの企画立案の調整や相談・援助活動を行う ○地域の福祉課題やニーズを把握し、住民相互の助け合い活動を通し、助け合いの組織づくりを進めるとともに、地域でのふれあいサロン活動に対する支援を行う	毎週木曜日 随時

拠点区分名	内 容	時期・実施回数 (予定)
<p>⑤地域福祉委員研修会の開催</p> <p>⑥生活支援体制整備事業</p> <p>⑦福祉サービス利用援助事業</p> <p>⑧子ども対策事業</p> <p>⑨福祉教育推進事業</p> <p>(2) 共同募金事業</p> <p>①共同募金活動の推進</p> <p>②共同募金の配分</p> <p>③歳末たすけあい募金の配分</p> <p>(3) 生活福祉資金貸付事業</p>	<p>○住民主体の地域福祉を推進する市内小学校区地区社会福祉協議会活動への支援を行う</p> <p>○更なる地域福祉の充実・向上のために地域福祉委員に向けた「研修会」の開催</p> <p>○地域住民や関係機関と連携し、地域活動の把握、不足する地域の居場所・交流の場の立ち上げ支援、また支え合いの地域づくりに向けた取り組みに対する支援・助言を行う</p> <p>○判断能力が不十分な高齢者や障害者の方への福祉サービスの情報提供や諸手続きの支援や、金銭管理などの援助を行う</p> <p>○生活が困窮した小さな子どもがいる世帯を中心に市と連携し、食糧支援を行う</p> <p>○福祉教育の増進のため、関係団体や施設等と地域の協同実践ができる仕組みをつくり、共生社会を推進する</p> <p>○地域福祉活動の展開を図るうえで主要な財源を安定して確保するため、共同募金運動を推進する</p> <p>○共同募金を「住みよい地域づくり支援事業」として、市内の福祉活動資金の助成を公募し、地域福祉の充実を推進する</p> <p>○市内の福祉施設や福祉団体の事業に「歳末見舞金」として、また地域福祉活動を支える地区社会福祉協議会活動等への助成を行う</p> <p>○一時的に生活に困窮した世帯の自立のための相談支援、自立を見込める世帯に対しての一時的な資金貸付を行う</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>令和5年4月</p> <p>令和5年4月</p>
<p>3. ヘルパーサービス事業</p> <p>(1) 訪問介護事業</p> <p>[ヘルパー・ステーションれいんぼー]</p> <p>①訪問介護</p> <p>②訪問型サービスA</p>	<p>○介護支援専門員が作成する居宅(介護予防)サービス計画に沿った訪問介護計画に基づき入浴、排泄、食事の介護その他生活全般に亘る援助を行う</p> <p>○介護予防・生活支援サービス事業として訪問型サービスA「予防型身体ヘルプ」「生活援助ヘルプ」のサービスを実施し、軽度の要支援者に対し必要な援助を行う</p>	<p></p>

拠点区分名	内 容	時期・実施回数 (予定)
<p>③その他</p> <p>(2) 障害者介護事業 [ヘルパーステーションれいんぼー]</p> <p>①居宅介護事業</p> <p>②重度訪問介護事業</p> <p>③同行援護事業</p> <p>④移動支援事業</p> <p>⑤その他</p> <p>(3) 居宅介護支援事業 [居宅介護支援事業所れいんぼー]</p>	<p>○サービスの向上、職員間の連携強化を図るため、事業所内研修としてヘルパー全体ミーティング及び利用者毎の「ケア会議」の開催</p> <p>○介護サービスに関する情報交換や事業所間の連携を図るため、「桜井市事業所連絡会」、「訪問介護部会」への参加</p> <p>○地域の将来におけるマンパワー育成のため実習生の受け入れを行う</p> <p>○居宅介護サービス計画書に基づき入浴、排泄、食事、その他生活全般に亘る援助を行う</p> <p>○重度訪問介護サービス計画書に基づき、介護が必要な重度の障害者に対して、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般に亘る援助を行う</p> <p>○同行援護サービス計画に基づき、視覚障害者が外出する際に必要な視覚的情報の支援や、外出先における排泄、食事の介助等を行う</p> <p>○屋外での移動に困難のある障害者の、地域での自立生活及び社会参加を目的に外出の支援を行う</p> <p>○サービスの向上、職員間の連携強化を図るため、事業所内研修としてヘルパー全体ミーティング及び利用者毎の「ケア会議」の開催</p> <p>○地域の将来におけるマンパワー育成のため実習生の受け入れを行う</p> <p>○介護保険サービスの利用に当たり、利用者の情報を収集、解決すべき課題を把握し、居宅(介護予防)サービス計画を作成、必要なサービスの調整、訪問及びモニタリングを行う</p> <p>○介護予防ケアマネジメントとして利用者の生活機能の維持、向上を目指し、介護予防ケアプランを作成、必要なサービスの調整及びモニタリング等を行う</p> <p>○「桜井市自立支援げんき会議」、「桜井市事業所連絡会」、また各種研修会への参加など、地域関係機関と連携し、情報交換を行い、課題解決に向け必要な支援を行う</p>	<p>年 6 回</p> <p>年 6 回</p>

拠点区分名	内 容	時期・実施回数 (予定)
<p>4. 障害福祉サービス事業 (1) 障害福祉サービス事業 [障害福祉サービスセンターあゆみ]</p> <p>(2) 児童発達支援事業 [児童発達支援事業所加ハ-学園]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○常に介護を必要とする人に、通所による機能訓練、排泄・食事の介助、入浴、送迎等の各種サービスを提供し、支援する ○工芸・陶芸・木工等の創作的活動、音楽・調理実習・おやつ作り等の社会適応訓練を通し、障害者の自立と社会参加の支援を行う ○就学前の支援の必要な子どもを対象に、子どもには様々な活動を通じて情緒の発達を促し、保護者には子どもに応じた関わりを助言する ○個々や年齢別の発達段階に応じた課題を設け、ポータージプログラムによる個別や小グループでの活動を行い、発達を支援する。 ○音楽療法士の指導による発語の促進、また園外体験を通じての公共マナーやルールといった社会体験による発達支援を行う ○保護者支援として、「手をつなぐ育成会」との交流会の企画、保護者間同士の交流、意見交換の場を設けるなど、子育て不安の軽減を図る。 	<p>月 1 回</p>
<p>5. 受託事業 (1) 相談支援事業 [相談支援事業所「こころ」]</p> <p>(2) 地域活動支援センター事業 [地域活動支援センター「こころ」]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者等が自立した日常生活が送られるように、相談支援、情報の提供等必要な支援を行う ○障害者総合支援法のサービス利用に基づく、障害支援区分の認定調査の実施を行う ○特定相談支援事業の指定を受け、障害者総合支援法に基づくサービス等利用計画書の作成及びモニタリングを行う ○精神障害者の方が、個々に活動内容を考えながら過ごすことができる居場所を提供しつつ、継続して自立した生活が可能となるように専門的な相談支援を行う ○作品展示等の発表の場を企画・実施に取り組むことで、身近な自己実現の場としての環境を整え、さまざまな形で社会参加・活動を行えるよう支援する ○精神障害をはじめとする障害に対する理解を推進するための啓発事業を行う 	

拠点区分名	内 容	時期・実施回数 (予定)
(3) 自立相談支援事業 [桜井市くらしとしごと支援センター]	○「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活に困窮された方を中心に、相談者の現状を把握し、支援計画を策定し、伴走型の相談支援を行う ○失業等の理由により、家賃の支払いが困難な方に対して「住居確保給付金」など給付型支援を行うとともに、増収に向けた就労支援を行う	常設 月 4 回
(4) 家計改善支援事業 [桜井市くらしとしごと支援センター]	○生活困窮者の多くが家計に関わる問題を抱えていることが多いため、税金の分納、減免制度の利用、家族等からの支援、貸付等関係機関の窓口紹介・債務整理等の提案を行う	
6. 指定管理事業 総合福祉センター事業 [桜井市総合福祉センター]	○老人福祉法に基づく高齢者の「いきがい」「健康」づくりを推進する拠点施設として、各種の事業展開と効率的な施設運営を図るとともに、桜井市老人クラブ連合会の支援を行う ○季節を意識したイベントの企画・開催など、指定管理者としてより積極的な施設利用の促進を図る	管理期間:令和2年度～令和6年度
7. ボランティア事業 (1) 市ボランティア連絡協議会事業 (2) 市ボランティアセンター事業 ① ボランティア活動に関する相談、援助、登録、情報の収集・提供 ② ボランティア活動に関するコーディネート ③ ボランティア体験講座等の開催 ④ ボランティア保険に関する相談窓口	○市ボランティア連絡協議会事務局としてボランティア活動相互の連絡、情報交換、ボランティアの推進を目的とした事業の企画・立案・実施を支援する ○ボランティア活動の推進・啓発・スキルアップを目的に、ボランティアスクール(ボランティア推進講演会、ボランティア体験講座等)を行う ○ボランティアに関する相談・援助・登録・紹介・情報の収集・提供を行う ○ボランティア活動の啓発・活性、活動者の支援を目的にコーディネートを行う ○各種講座や講習会を通してボランティアの育成と普及、啓発に努め、ボランティア活動につなげることを目的に開催する ○学校等からの申し込みにより、出前講座を開催する ○ボランティア保険に関する相談、加入手続きを行う	年数回 年 2 回 随時 随時 年 1 回 随時 随時